

■【トピックス】

医療崩壊！



新型コロナウイルス感染症の第3波の勢いが止まりません。数多くのクラスターが発生している北海道の旭川市と大阪市は自衛隊に災害派遣を要請しました。これは実質的に地域医療が崩壊したことに他なりません。

このような状況にありながら政府はGO TOキャンペーンに固執しています。生命と経済のバランスというよりは経済優先の姿勢ですが、結果的には経済も崩壊させることになりそうです。

■【ビジネス・アイ】

保証意思宣明公正証書！

- 社長 「コロナの第三波がひどいね。知り合いの飲食店が年末を越えられずに店を閉めたよ」
- 花野 「この冬は多くの飲食店が倒産や廃業に追い込まれていますね」
- 社長 「うちもそうだけど、借金を背負いながら経営しているから、もしつぶれたら借金が残るのが怖いね」
- 花野 「そうですね。借金にはコロナ関係はないですからね」
- 社長 「そうだよね。創業の時に親戚に保証人になってもらった借金が残ってなくてよかったよ。もしもの時に迷惑をかけるからね」
- 花野 「保証人を依頼するのも、保証人になるのもコロナ禍の下ではリスクが大きいですからね」
- 社長 「こわいよね」
- 花野 「ただ、民法が改正されて第三者である個人が事業用融資の保証人になる場合には、公証人の前で意思確認をする制度ができたんですよ」
- 社長 「そうなんだ。どんな制度なの？」
- 花野 「保証契約を締結する前1ヶ月以内に公証役場へ保証人が出向いて確認手続きを行い保証意思宣明公正証書を作成します」
- 社長 「公証役場に行くんだね」
- 花野 「公証人から保証人が大きなリスクを抱えることなどが説明がされます。その上で保証する意思があるか確認されます」
- 社長 「それなら少しはいいね」

■【今月のキーワード】

保証意思確認手続

企業などが事業用の融資を受ける場合に、企業の事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になり、その後企業が支払困難になるなどして保証人が多額の債務を負うケースが依然としてあります。そこで、個人が事業用の融資の保証人になる場合には、公証人による保証意思の確認を必要とする民法改正が行われました。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結してもその契約は無効とされます。この制度はすでに令和2年4月1日から施行されています。

■【今月の1冊】

『最強の農起業！』

畔柳茂樹 著

かんき出版 ¥1500

コロナ禍において企業は雇用を維持することが困難になります。生きていくために不本意ながら起業する人も増えそうです。

そんな起業を目指す人に最初に読んでほしい本です。サラリーマンから起業をする際の考え方など参考になると思います。収益とコストの関係、特にITを活用した集客はコロナ禍の今こそ有効に機能すると思われます。



■【編集後記】

私の居住する名古屋市もコロナの第3波で感染者が急増しています。医療崩壊の恐れもあります。それにも関わらず、名古屋市長と愛知県知事が対立し、有効な対策がなされないまま時間だけが過ぎていきます。市民のことを一番に考えてほしいものです。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.166(毎月1日発行)

- 定価：2400円/年 ●発行日：2021.11 ●発行人：花野康成
- 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
- TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808